第二十四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、前条第一項第二号中「氏名、住所又は居所、個人番号」とあるのは「氏名、住所又は居所」と、「価額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分及び相続又は遺贈によつて得た財産の価額）」とあるのは「価額」と読み替えるものとする。

第二十六条第一項第一号イ中「及び納税地」を「、納税地」に改め、「住所等。以下この条において同じ。）」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」を加え、同項第二号イ及び第三号イ中「及び納税地」を「、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）」に改め、同項第四号イ中「及び住所又は居所」を「、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）」に改め、同項第五号イ、同条第五項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）」に改める。

第二十八条第一項第一号中「及び納税地」を「、納税地」に改め、「所在地。以下この条及び第三十条において同じ。）」の下に「及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）」を加え、同条第二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）」に改める。

第三十条第一項第一号及び第二項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の消費税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第九条、第十条第一項及び第四項並びに第十五条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に新規則第九条若しくは第十条第一項の規定により提出する申請書、同条第四項の規定により提出する書類又は新規則第十五条第二項の規定により提出する届出書について適用し、施行日前に改正前の消費税法施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第九条若しくは第十条第一項の規定により提出した申請書、同条第四項の規定により提出した書類又は旧規則第十五条第二項の規定により提出した届出書については、なお従前の例による。

2　新規則第十一条、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第十七条の二、第二十条の二、第二十六条第一項、第五項及び第六項、第二十八条並びに第三十条の規定は、施行日以後に提出する消費税法第九条第四項若しくは第五項、第十九条第一項第三号から第四号の二まで若しくは第三項、第三十七条第一項若しくは第二項若しくは消費税法施行令第七十四条第八項若しくは第七十六条第十項の届出書、同令第二十条の二第三項、第四十七条第一項、第五十七条の二第三項、第七十四条第三項若しくは第七十六条第五項若しくは同法第三十七条の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の申請書又は同法第二十五条の書面について適用し、施行日前に提出した同法第九条第四項若しくは第五項、第十九条第一項第三号から第四号の二まで若しくは第三項、第三十七条第一項若しくは第四項、第四十二条第八項若しくは第九項、第五十七条第一項若しくは第二項若しくは同令第七十四条第八項若しくは第七十六条第十項の届出書、同令第二十条の二第三項、第四十七条第一項、第五十七条の二第三項、第七十四条第三項若しくは第七十六条第五項若しくは同法第三十七条の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の申請書又は同法第二十五条の書面については、なお従前の例による。

3　新規則第二十条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定は、施行日以後に開始する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）に係る同法第四十二条第一項、第四項若しくは第六項、第四十五条第一項から第三項まで又は第四十六条第一項若しくは第二項の申告書について適用し、施行日前に開始した課税期間に係る同法第四十二条第一項、第四項若しくは第六項、第四十五条第一項から第三項まで又は第四十六条第一項若しくは第二項の申告書については、なお従前の例による。

○財務省令第五十九号

地価税法（平成三年法律第六十九号）第二十五条第一項第三号並びに地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）第二十一条第一項及び第四項の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日　財務大臣　麻生　太郎

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号イ中「氏名」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあっては、氏名）」を加え、同項第二号イ中「名称」の下に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同条第二項ただし書の方法により同項に規定する申告書を提出する場合における当該申告書には、第二号に掲げる事項のうち同項ただし書の他の相続人の個人番号の記載は、要しない。

第六条第二項第二号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所）」に改め、同条第三項第一号中「名称」の下に「、法人番号」を加える。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○財務省令第六十号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第三条第一項、第四条第一項、第四条の二第一項、第四条の三第一項及び第五条第一項並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第五条第一項並びに第九条第一項及び第二項（これらの規定を同令第九条の五において準用する場合を含む。）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十五条第二項の規定に基づき、並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律を実施するため、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日　財務大臣　麻生　太郎

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「次条第三項」を「次条第五項」に、「第二項」を「第三項」に、「名称及び当該法人課税信託の名称並びに当該受託者の」を「名称」に、「）及び」を「）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は同条第十五項に規定する法人番号（以下「法人番号」という。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）並びに当該法人課税信託の名称及び」に、「及び当該口座名義人」を「、住所及び個人番号又は法人番号並びに当該口座名義人」に改め、「並びに当該口座名義人の住所」を削る。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　国内に住所を有する個人　当該個人の次に掲げるいずれかの書類（当該個人の氏名及び住所の記載のあるものに限る。）

イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードで令第五条第二項に規定する金融機関の営業所等の長（以下「金融機関の営業所等の長」という。）に提示する日において有効なもの